

○宮崎大学センター管理運営委員会規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年3月23日 平成18年3月23日
平成19年2月22日 平成19年3月22日
平成19年10月25日 平成20年3月31日
平成20年5月22日 平成22年9月22日
平成23年9月22日 平成25年2月28日
平成25年5月23日 平成25年7月25日
平成27年2月26日 令和元年12月26日
令和4年6月23日 令和4年9月22日
令和6年3月29日

(設置)

第1条 宮崎大学に、宮崎大学センター管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学内措置で設置しようとする施設の職員配置の調整に関する事項
- (2) 国際連携センター、多言語多文化教育研究センター、安全衛生保健センター、情報基盤センター、先端研究推進本部の下に置く各センター及びIRセンター（以下「センター等」という。）の管理運営の共通的な基本方針に関する事項
- (3) センター等の長（国際連携センター長、多言語多文化教育研究センター長及びIRセンター長を除く。）の選考に関する事項
- (4) センター等の専任教員の選考及び再任審査に関する事項
- (5) センター等の施設及び予算に関する事項
- (6) その他センター等の管理運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長
 - (4) センター等の長
 - (5) 事務局長
- 2 前項第4号の委員は、前条のうち当該センター等に係る審議事項の場合に限り委員会に出席するものとする。
- 3 第1項第5号の委員は、前条第3号及び第4号に定める審議事項には加わらないものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。ただし、第3条第2項及び第3項に定める出席委員を限定した場合の委員会は、除かれた委員以外の委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第2条第3号及び第4号に定める審議事項の場合は、出席委員の3分の2以上をもって決するものとする。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、センター等を所掌する課又は事務部において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月23日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

- 2 この規程の施行日前に教員の採用のための選考を開始した場合の当該選考の手続きについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。